

エネルギー講演会開催

「一緒に考えましょう 私たちの暮らし・環境・エネルギー」

「エネルギー講演会」（主催:東通村、協力:東北エネルギー懇談会）が11月25日（火）に東通村体育館で開催され、一般住民、村内事業者など、約210人が参加しました。講師にはフリーランスジャーナリストの東嶋和子氏をお招きし、「一緒に考えましょう 私たちの暮らし・環境・エネルギー」と題して、暮らしとエネルギーとの関わりについてご講演いただきました。

開会にあたり、越善村長から「今後もより一層の安全性の確保を大前提として、原子力発電所との共生による村づくりを進めていく」と、東通原子力発電所の現状にふれながら挨拶がありました。

東嶋氏からは、自身が世界各地の原子力発電施設や環境エネルギー施設を視察し、直接地元の方々から伺った事例を交えながら、福島第一原子力発電所の事故だけでなく、女川原子力発電所と福島第二原子力発電所の成功事例をきちんと伝えていくべきだということ。また、目に見えない放射線を怖がるより、科学的にしっかりと測って公表することで、不安を取り除けるということをお話しいただきました。

そして、日本のエネルギー自給率がわずか4～5%あることにふれ、約95%を海外に頼っている日本にとって、エネルギー自給率を高めるという意味で原子力発電は賛成反対というものではなく、重要な基幹エネルギーの1つであること。10年先、20年先を見据えながら、日本に一番合っている基幹エネルギー、の中でも東通村に合っているものを地域の皆さんが選びながらバランスよく使っていくのが大切であると話されました。

参加者からは、「エネルギーの現状についてよくわかった」「原子力に対するイメージが変わった」「今後を考える良い機会になった」等の意見が聞かれました。



国民健康保険からのお知らせ

○ 制度改正に伴う70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額変更について

平成27年1月診療分から、70歳未満の方の自己負担限度額が3区分から5区分に細分化されます。

◇平成27年1月からの自己負担限度額(1か月あたり)

70歳未満の人(平成27年1月から)		
所得区分	3回目までの 自己負担限度額(月額)	4回目以降の 自己負担限度額(月額) (※1)
所得(※2)が901万円を超える上位所得者	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
所得が600万円を超える901万円以下の上位所得者	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
所得が210万円を超える600万円以下的一般世帯	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
所得が210万円以下的一般 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回あった場合の4回目以降の限度額

※2 所得 = 総所得金額など - 基礎控除(33万円)

ご不明な点は、税務住民課国民健康保険グループ☎27-2111までお問い合わせください。